

<親さんから経済的援助を受けている方にうかがいます>

受けていない方は、3へお進みください。

SQ2-1 親さんからの援助を受けられて、あなたの生活はいかがですか。

1. 助かっている 2. 変わらない

SQ2-2 親さんから経済的援助を受けていることについて、あなたはどのように思っていますか。

AとBそれぞれ当てはまる選択肢の番号1つに○印をつけてください。

A. 親さんに対して

1. 親として普通のことをしてくれている（当たり前）
2. 親が喜んでやってくれているので、いいと思う
3. 親に申し訳ないと思う
4. その他（ ）

B. 自分自身の気持ち

1. 将来、親の世話や援助をするのだからこれでいいと思う
2. 現状ではやむを得ない
3. 自立できないので、残念（不甲斐ない）
4. その他（ ）

3. 親さんからの、経済以外の援助（世話など）についてうかがいます。

あなたは親からあなた（またはあなたの家族）の身のまわり世話など、家事や育児を助けてもらっていますか。

1. はい 2. いいえ



<親さんから世話などの援助を受けている方にうかがいます>

援助を受けていない方は、次ページ4へお進みください。

SQ3-1 親さんから世話などの援助を受けられて、いかがですか。下記の項目で、それぞれ当てはまる選択肢の番号1つに○印をつけてください。

1. 身体的に……… 1. 助かっている 2. 変わらない
2. 精神的に……… 1. 助かっている 2. 変わらない
3. 経済的に……… 1. 助かっている 2. 変わらない

SQ3-2 親さんから世話などの援助を受けていることについて、あなたはどのように思っていますか。

AとBそれぞれ当てはまる選択肢の番号1つに○印をつけてください。

A. 親さんに対して

1. 親として普通のことをしてくれている（当たり前）
2. 親が喜んでやってくれているので、いいと思う
3. 親に申し訳ないと思う
4. その他（ ）

B. 自分自身の気持ち

1. 将来、親の世話や援助をするのだからこれでいいと思う
2. 現状ではやむを得ない
3. 自立できないので、残念（不甲斐ない）
4. その他（ ）

4. あなたは現在、親ごさんにどのような援助をしていますか。

- | | | |
|------------------------------|-------|--------|
| 1. 経済的（金銭的、物質的）に助けている…………… | 1. はい | 2. いいえ |
| 2. 親の心配事などを聞き、精神的に助けている…………… | 1. はい | 2. いいえ |
| 3. 家事を引き受け、日常生活を助けている…………… | 1. はい | 2. いいえ |
| 4. 看病や介護などの世話をしている…………… | 1. はい | 2. いいえ |

<次の設問5では、あなたご自身の親ごさんについてお答えください>

5. あなたとあなた自身の親ごさんとの現在の日常的な関わりについてうかがいます。ご両親それぞれについて当てはまる選択肢の番号1つに○印をつけてください。

	父親				
	1. 当てはまる	2. やや当てはまる	3. あまり当てはまらない	4. 当てはまらない	5. 非該当
*父親について					
1. 私は父に愚痴や心配事を聞いてもらう	1	2	3	4	5
2. 私は行動を決める場合に、父にアドバイスしてもらう	1	2	3	4	5
3. 父は、私の行動には口を挟まないが、気遣ってくれている	1	2	3	4	5
4. 父は、私に何をなすべきか・どのようにすべきかを指示している	1	2	3	4	5
5. 父は、相談事を持ちかけたり愚痴を言ったりして、私を頼っている	1	2	3	4	5

	母親				
	1. 当てはまる	2. やや当てはまる	3. あまり当てはまらない	4. 当てはまらない	5. 非該当
*母親について					
1. 私は母に愚痴や心配事を聞いてもらう	1	2	3	4	5
2. 私は行動を決める場合に、母にアドバイスしてもらう	1	2	3	4	5
3. 母は、私の行動には口を挟まないが、気遣ってくれている	1	2	3	4	5
4. 母は、私に何をなすべきか・どのようにすべきかを指示している	1	2	3	4	5
5. 母は、相談事を持ちかけたり愚痴を言ったりして、私を頼っている	1	2	3	4	5

[5] あなたが育ってこられた頃のことをうかがいます。

<親ごさんが早くに亡くなったなど、わからない場合は、各項目で非該当に○印をつけてください。>

1. あなたは中学卒業後、親さんと1年間以上離れて一人で暮らしたことがありますか。

○印を1つつけてください。

1. 経験がある 2. 経験がない 3. 非該当



SQ1-1 はじめて親と離れて暮らしたのは、何歳ごろでしたか。

1. 15～19歳 2. 20～24歳 3. 25～29歳 4. 30歳～

SQ1-2 それは何年間くらいでしたか。

1. 1年未満 2. 1～3年未満 3. 3年以上

2. あなたが小学・中学校の頃に、あなたのご両親のどちらかが仕事の関係などで、長期間不在だったことがありますか。

1. 不在だったことはなかった

2. 父が不在だった ➡ SQ2-1 小・中学校を通して何年間くらいですか。

1. 1年未満 2. 1～3年未満 3. 3年～

3. 母が不在だった ➡ SQ2-2 小・中学校を通して何年間くらいですか。

1. 1年未満 2. 1～3年未満 3. 3年～

4. 非該当

3. あなたが育ってこられたご家庭について、現在どのように感じていますか。

1. 満足している
2. やや満足している
3. やや不満である
4. 不満である
5. 非該当

4. あなたは将来、育ってこられたご家庭のような家庭を築いていきたいと思いませんか。

1. そう思う
2. やや思う
3. やや思わない
4. そう思わない
5. 非該当

[6] A. あなたの親ごさんはどのような生き方や態度を大切にしていたと思いますか。A欄に父母別にお答えください。
 B. あなたは次の世代に、どのような生き方や態度を大切にしたいと思いますか。B欄にお答えください。



<親ごさんが早くに亡くなったなど、分からない場合は、その親ごさんについては空欄にしてください。>

	A あなたの親ごさんは										B あなたから次の世代へ				
	あなたの父親					あなたの母親					1. よく当てはまる	2. やや当てはまる	3. どちらともいえない	4. あまり当てはまらない	5. 全く当てはまらない
	1. よく当てはまる	2. やや当てはまる	3. どちらともいえない	4. あまり当てはまらない	5. 全く当てはまらない	1. よく当てはまる	2. やや当てはまる	3. どちらともいえない	4. あまり当てはまらない	5. 全く当てはまらない					
1. 不正や悪いことを許さない	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2. 自分の言動に責任をもつ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3. お金が大切	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4. 生活は楽しく	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5. 理想を持って生きていく	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
6. 現実を重視し、成果を上げる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
7. 成り行きにまかせる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
8. 仕事は生活のためにする	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
9. 仕事に生きがいがある	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
10. 信仰心を大事にする	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
11. 一日一日を大切に生きていく	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
12. 視野の広い考え	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
13. 無駄な考えや行動をしない	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
14. 論理的思考が大切	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
15. 物事は理屈通りにはいかない	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
16. 様々なことに挑戦する	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
17. 忍耐強い	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
18. 競争心をもつ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
19. ゆったりとかまえる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
20. 自分の思いを率直にあらわす	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
21. 物事に対してイメージを豊かにしてみる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
22. 問題から逃げずに、誠実に対応する	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
23. 人との調和を重んじる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
24. 正しいと信ずることは妥協しない	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
25. 自分の限界を知る	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
26. 誇りを持って生きる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
27. 自分の信念をつらぬく	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
28. 夢をもつ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
29. ユーモアがある	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

	A あなたの親ごさんは										B あなたから次の世代へ				
	あなたの父親					あなたの母親					1. よく当てはまる	2. やや当てはまる	3. どちらともいえない	4. あまり当てはまらない	5. 全く当てはまらない
	1. よく当てはまる	2. やや当てはまる	3. どちらともいえない	4. あまり当てはまらない	5. 全く当てはまらない	1. よく当てはまる	2. やや当てはまる	3. どちらともいえない	4. あまり当てはまらない	5. 全く当てはまらない					
30. 経済的・精神的・生活面において自立する	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
31. 性別で人を差別しない	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
32. 人の弱さや痛みを気づかうことができる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
33. 人の気持ちが分かる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
34. 地域や家の習わしを大切にする	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
35. 子どもとの暮らしを大切にする	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
36. 家族の支え合い・協力を大切にする	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
37. 配偶者(パートナー)との関係を大事にする	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
38. 自分の子どもを慈しむ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
39. 自分の親を大切にする	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

*** ご協力ありがとうございました ***

*最後に、子育て・家族などについて、日頃感じていらっしゃることなどおありでしたら、以下にご自由にお書きください。行政や社会への要望も歓迎いたします。



目 次

分担研究報告要旨

1. 家族政策の国際比較
2. 西欧諸国における家族政策—育児支援対策の視点から—
3. 税制からみた少子化対策の国際比較 —所得税制を中心に—
4. 先進諸国における社会保険と少子化対策
5. 雇用システムと少子化問題—パートタイム雇用を中心に—

付属資料

アメリカにおける出生率：福祉改革とその影響

厚生科学研究費補助金（少子化についての専門的研究）

分担研究報告書

少子化対策に関する国際比較研究

分担研究者 伊部英男(国際長寿センター)
研究協力者 井口 泰(関西学院大学)
金澤史男(横浜国立大学)
白波瀬佐和子(社会保障・人口問題研究所)
都村敦子(中京大学)
府川哲夫(社会保障・人口問題研究所)

研究の目的

近年のわが国の出生率低下に影響を与えている制度的諸要因が、他の先進国ではどのように評価され、どのような少子化対策がとられているかを国際共同研究を通じて明らかにする。これらを踏まえてわが国の出生率回復に向けての望ましいポリシー・ミックスを提言する。

研究の方法

各国の家族政策、税制、医療・年金、雇用の各分野における諸施策の中で少子化対策と考えられる政策とその効果について、日本にとって何が参考になり、どのような妥当性があるかという観点から国際比較を行う。

1997年度から3年計画で、1年目は文献レビューをもとに国ごとに比較研究すべきテーマの選定と分析の方向性を検討する。2年目以降、国ごとに選定された個別研究テーマについて当該国の研究者との共同研究を実施し、掘り下げた研究を行う。その際、各施策の実効上の効果や、日本からみて関心の高い論点に焦点を当てた分析を行う。

結果および考察

1 家族政策

子どもの扶養への公的援助は、税制ではなく社会保障の児童手当を通じて行う国が多く、税制の児童扶養控除を重視する国(アメリカ、日本など)は、給付の水準が相対的に低い。児童手当の受給資格要件としては、ほとんどの国が子どもの年齢のみを規定しているが、日本では年齢制限と所得制限がともに厳しく、子どもの扶養に対する公的支援は主要先進国の中でも日本が最低である。一方、育児休業においても給付率、取得率のいずれにおいても日本が立ち遅れている。21世紀に向けた政策の重要な側面は世代間の公平の問題である。高齢者に対する所得維持政策のバランスを再検討し、子育て世代に対する支援に振り向けるという発想の転換が必要である。子どもを養育している現役世代の労働市場の改善や所得の維持に社会はもっと関心を持ち続ける必要がある。

欧米の家族政策を社会保障の家族関連費支出並びに育児休業制度との関連でみると、育児休業に重点をおくドイツ、子育て支援メニューを多様に揃えて育児における選択を重視するフランス、育児休業と家庭

外保育の両面で育児の社会化を徹底させるスウェーデン、育児への公的な介入を極力回避するイギリス、アメリカなど、多様な家族政策の現状がみられた。子育てへの基本姿勢は社会化と家庭重視とに大きく分けられ、前者の代表がスウェーデンで保育施設の充実に重点がおかれ、後者はドイツに見られるように育児休業制度の充実に重点を置いている。子育てを社会の中でどう位置付けるのかが核心的な問題であり、政策を実際に立案・実施する際の要ともなる。子育ての選択性を重視するならば、多様なニーズをすくい上げなければならない、そのためのコストもかかる。育児休業に重点をおくと「母親による子育て」が暗黙のうちに期待され、性別役割分業体制が温存されることに通じる。若年女性が子どもを産まなくなった、あるいは「産めなくなった」背景には様々な問題がある。その問題に対する真剣な取り組みが、子どもを「産む」ことと「産まない」こととの間のアンバランスを是正し、「子どもを産み育てる」ことへの選択の持つ意味を積極的なものとしていくのではなかろうか。

2 税制

各国とも財政制約の中で政策の対象を絞った財政削減策を模索している。スウェーデンの年金制度改革では市場メカニズムや自己決定権を重視する動きも見られ、他方ではフランスのように児童手当に所得制限を復活させたり、社会保障の負担面において課税ベースの拡大や、応能主義の強調という動きも見られる。この他にも政策対象の絞り込み、雇用対策の促進につながる政策の優先、目的税など確実な財源の確保とセットになった政策の維持・拡充などの傾向が強まると予想される。少子化対策もこうした動きの中で位置付けられている。フランスのシステムの特徴は、家族手当が社会保険制度の中に組み込まれていることである。家族手当の対象は、親がいなくなることで、障害児を持つこと、働きながら養育すること、家族の事情による引越しの必要性など多様である。どのような家族形態になるかを一種のリスクとみて、これを保険制度により社会全体で支え合っていくという発想がそこに存在する。その一環として児童数の問題も位置付けられている。

3 社会保険

出生率が低い国は20歳代の出生率が低いためであり、出生率回復の観点からは女性の20～34歳が最重要年齢層となる。少子化対策という観点から社会保障負担をみると、税と社会保険料どちらに比重を置いているか、社会保険負担にどの程度の所得再配分が組み込まれているか、家族の人数と医療保険料や患者の一部負担との関係、などが注目される。社会保障全体の財源構成をみると、税中心のイギリス、スウェーデンと社会保険料中心のフランス、ドイツ、日本に分かれる。年金保険の中にみられる少子化対策としては育児期間を加入期間とみなす仕組みが代表的な例であり、スウェーデンやドイツでは年金制度を少子高齢化に対して少しでも中立化させる試みがなされている。医療保険の中には傷病手当や出産給付に少子化対策と考えられる施策がみられ、フランスは医療保険制度の財源（被保険者負担分）を賃金ベースの保険料から全所得をベースにした所得税に移行したことが注目されている。フランスに関しては1)社会保障負担と少子高齢化、2)年金保険の中の少子化対策(その規模と対策の効果)、3)医療保険の中の少子化対策(傷病手当や出産給付が出生促進的であるが、その規模と対策の効果についての評価、総合福祉拠出金に対する一般的評価)等について、ドイツに関しては1)公的年金の今後の動向(少子化との関連において)、2)公的年金における少子化対策、3)少子化が企業年金・個人年金に及ぼす影響、などについて個別研究を継続している。

4 雇用

わが国のみならず先進諸国の雇用システムには、多かれ少なかれ女性労働者を中心とする職業と家庭との「二重負担」や離職による「逸失利益」の問題を引き起こす共通の要因が存在し、これらが少子化を促進する方向で作用しかねない状況がある。欧州の経験に照らせば、社会保障面からの少子化対策には限界があり、これらの対策にパートタイム雇用の促進を組み合わせることが実効性のある対応といえよう。しかしその前提としてパートタイム雇用とフルタイム雇用の均等待遇の確保、パートタイム雇用に転換している間のステータスの維持など、条件整備が不可欠である。また企業においては、個別的な人事管理システムとそのため情報管理の強化が必要になる。さらに、オランダなどパートタイム雇用が普及した諸国とドイツ・フランスなどの諸国の比較から、パートタイム雇用の転換に伴う不利益が大きくなるよう、社会保障や税制面での整合性ある対応が行われなければ、パートタイム雇用の促進が少子化対策として効果を発揮することは困難であろう。

結論

家族政策では特にフランスやスウェーデンの施策が、税制では特にフランスやアメリカの施策が参考になることがわかり、これらの国と個別テーマについての共同研究を実施することにより、有益な情報を得られることが期待される。いずれの国でも直接的な対策だけでは、効果があまりないもしくは持続しないと見られており、それぞれの国の実情を踏まえた総合的な少子化対策が求められている。少子化対策のメニューのみならず、プライオリティの決定プロセスや結果に関しても、日本にとって参考になる点が多くあると考えられる。

各 国 の 少 子 化 対 策

	France	Germany	Sweden	UK	USA
少子化への対応	・極めて熱心	・熱心 ・少子化の背景は日本と類似	・極めて熱心	・人口政策なし ・出生率は比較的安定	・関心なし ・ベビーブーマー対策に熱心
TFRの動向	・長期的にゆるやかに低下。 1980年1.99、85年1.83、90年1.78、95年1.70、96年1.72	・1985年に1.28 1990年(1.45)以降ゆるやかに低下。1995年1.25	・1990年の2.13をピークに再び低下。1996年1.6、97年1.53	・90年代はゆるやかに低下。 1996年1.75	・90年代も2.0以上で推移
家族政策	* ・充実した家族給付 ・家庭外保育	* ・児童手当(75)	* ・児童手当(48) ・保育サービス(77) ・子育ての社会化	* ・貧困層に焦点	* ・子育ては個人的責任
社会保険	* ・総合福祉拠出金(CSG, 91) ・給付は出生促進的	* ・児童養育期間	* ・親保険(74)		
税制	* ・所得税 N分N乗方式	* ・児童控除(92) ・税制改革法(96)	* ・夫婦分離課税(71)	* ・個人単位課税(90)	* ・児童扶養控除
雇用	* ・育児休業	* ・育児休業	* ・両親休暇法	* ・出産休暇	* ・家族及び医療休暇法(FMLA)
その他	・出生促進主義的(家族給付と税制を重視) ・家族政策の種類は多いが、効果は中程度。出生率を下支え。	・家族政策の有効性に対する評価は低い。 ・公的保育サービスは貧弱。 ・根強い性別役割規範。	・1980年代後半のTFR上昇はステート・プレミアムによる影響か。 ・女性の社会参加と育児の両立を重視。	・子ども2人規範 ・マスコミの影響 ・10歳代の出生率がヨーロッパでブルガリア、ハンガリーに次いで高い。	・クリントン大統領のChild Care(98) ・marriage penalty tax ・child careに関する税制

1 家族政策の国際比較

都村 敦子
(中京大学)

<要 約>

児童養育家庭に対する所得保障の国際比較から見出される顕著な特徴は次のとおりである。第1に、子どもの扶養への公的援助は、税制ではなく社会保障の児童手当を通じて行う国が多い。現在までに、多くの国々が児童扶養控除を廃止して、児童手当に統合し再分配機能を高めるという制度改革を行った結果でもある。他方、税制の児童扶養控除を重視する国（アメリカ、日本など）は給付の水準が相対的に低い。第2に、児童手当の受給資格要件としては、ほとんどの国が子どもの年齢のみを規定している。年齢の上限は16～18歳の間が多いが、国によっては、学生の場合年齢上限の延長が認められる。児童手当制度改善の一つの方向としては、児童手当と類似の機能を持つ税制の扶養控除との統合を行うことである。

育児休業の期間と給付に関する国際比較から見出される特徴は、第1に、育児休業を最大限取得できる期間は以前よりも長くなっていること、第2に、育児休業の利用形態は労働条件のフレキシビリティを反映し、柔軟になっていること、第3に、育児休業給付の給付率がわが国よりも高いこと。第4に、育児休業の取得率が高いことである。わが国の家族政策を先進諸国のレベルまで引き上げるためには、政策のバランスの回復、諸政策の総合化が必要である。

はじめに

すべての家族に対して児童の養育費については社会が寄与すべきであるという考え方は、社会保障において第二次大戦後進展をみたものである。今世紀初頭における主眼は他の方向、すなわち主として労働災害、失業、疾病および老齢のようなリスクを社会保険で保護することに向けられていた。厚生省の『人口動態社会経済面調査・働く女性の出産』（1996年）によると、理想の子ども数をもてない理由は主に“養育費・教育費の負担”であり、行政への要望として40.9%の母が“養育費・教育費などの負担の軽減”をあげている。児童養育家庭に対する所得保障制度の改革は今後の少子化対策の重要な課題の一つと考えられる。

過去20年間、女性の就業者数の増加および夫婦共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、労働市場の構造に大きな変化が生じている。男女双方が生活の質を維持しつつ、職業生活と家庭生活の両立を図ることは決して容易なことではなく、労働の変容を反映した新しい制度的、社会的枠組を求

める人々が増えている。経済企画庁「国民生活選好度調査」（1996年）によると、「女性が働き続けるのを困難にしたり障害になること」として、「育児」と回答した者が76.3%に達している。わが国においても以前から育児休業制度の法制化を期待する声は広がっていたが、1992年4月より施行され、男女を問わず育児休業を取得できることとなった。家事と育児との両立支援策の充実は今後の少子化対策のもう一つの重要な課題と考えられる。

本稿では、家族政策のうち児童養育家庭に対する所得保障と育児休業制度に焦点を絞り、検討を行う。

1 児童養育に対する所得保障

(1) 社会保障制度および税制における子育て支援

本節のねらいは、子どもを養育している世帯に対して、社会保障制度および税制上の子育て支援がどの程度実施されているかを国際比較すること

にある。

分析の方法は、第1に、同一所得水準の勤労者世帯について、子どもを養育している世帯と子どものない世帯の手取り所得の差異の程度を明らかにすること、第2に児童給付等公的な子育て支援の効果を測定することである。

世帯のタイプは、単身世帯（子どもなし）、夫婦共働き世帯（子どもなし・子ども2人）、片働き世帯（子ども2人）およびひとり親世帯（子ども2人）に分ける。子どもを養育している世帯については、子どもの年齢は5～12歳の間とする。

所得については、製造業部門で就業しているフルタイムの勤労者（ホワイトカラーを含む）の1年間の賃金・給与をとりあげる。世帯には、稼働収入以外の所得源はないものとする。手取り所得とは、総賃金収入から所得税・地方税、社会保険料を差引き、児童給付等の公的な所得移転を加えたものである。児童給付等は主として国の制度として実施されている所得移転のみを対象とする（地方政府の実施している手当等は含まない）。児童給付とは、子どもを養育している家庭に対する公的な援助、すなわち社会保障制度を通じる「児童手当」および税制を通じる「児童税額控除」・「児童扶養控除」である。「児童手当」のみを比較することによって、子どもの養育に対する国の援助策を議論することは十分ではない。というのは、税制における「児童税額控除」や「児童扶養控除」も「児童手当」と類似の機能を果たしているからである1）。

分析に当っては、次の4種類の比較を行う（表1）。比較対象国は1996年のデータの利用可能な先進20か国を取り上げる。

①片働き世帯と単身世帯（比較A）

同一所得水準（平均所得）の勤労者世帯について、子ども2人を養育している片働き世帯は単身世帯よりもどれほど手取り所得が高いか。また児童給付の価値はどの程度であろうか。

2子世帯の手取り所得の高い順に示すと表2のようになる。2子世帯の手取り所得は単身世帯のそれよりもかなり高い国が多い。アイスランドで41.1%、ベルギーでは36.7%、ドイツでは34.5%、ルクセンブルグでは33.1%ほど高くなっ

ている。その他の国でも10～25%ほど高い。わが国は比較20か国のなかで最も低く（5.4%）、子どもを2人養育している世帯の手取り所得と単身世帯のそれはほとんど変わらない。これは、社会保障および税制における家族の取り扱い（主として子育て支援）の違いによる。

2子世帯と単身世帯の手取り所得の差異を説明する要因としては、児童給付の水準と税制上の家族の取り扱いがある。ほとんどの国において、児童給付の手取り所得に及ぼす効果が大きい。すなわち、国が積極的に子どもの養育に対する援助策を講じているか否かの違いである。数か国において、税制上の家族の取り扱いの手取り所得に及ぼす効果が大きくなっている。課税単位（所得税制上の夫婦の取り扱い・稼働者単位か合算分割課税か）、税率表の適用の仕方、および片働きのばあいの配偶者控除等の影響が出ている。（ドイツ、ルクセンブルグ、デンマーク等）。

平均的勤労者世帯の児童給付の対年収比は、多くの国において10～20%となっている（表2）。ベルギー、アイスランド、オーストリアではその水準は20%を超えているが、日本（2.1%）とアメリカ（4.8%）では、児童養育に対する所得保障のレベルは低い。児童給付のレベルの高い国は、給付方式として児童手当（または児童手当と児童税額控除の併用）を採用している。給付レベルの低い日本とアメリカは児童扶養控除を通じて給付が行われている。

②共働き世帯と単身世帯（比較B）

同一所得水準（平均所得の167%）の勤労者世帯について、子ども2人を養育している共働き世帯は単身世帯よりもどれほど手取り所得が高いか。また児童給付の価値はどの程度であろうか。

共働き世帯（子ども2人）の手取り所得の高い順に示すと表3のようになる。片働き世帯（子ども2人）のばあい（比較A・表2）よりも、手取り所得の増加する国が多くなっている。共働き世帯の手取り所得が単身世帯のそれよりも20%以上高い国が半数に達している（とくに、ルクセンブルグ、ベルギー、アイスランド、フィンランド、デンマーク、ノルウェー、ドイツ等は25%以上）。これらは、所得税の税率構造が共働き・単

身世帯に及ぼす効果によるところが大きい。

児童給付の価値は、片働きのばあいよりも相対的に小さい。共働きにより家計所得は増えるが、児童給付はほとんどのばあい子ども数により決まるためである。児童給付の価値は、ベルギーでは15.2%、オーストリアでは13.5%であるのに対して、日本のそれは1.3%であり、10分の1以下である。日本と同じ児童扶養控除方式を採用しているアメリカと比べても約2分の1である。

③子どものいる共働き世帯と子どものいない共働き世帯（比較C）

同一所得水準（主たる稼得者100、第2稼得者33、合わせて平均所得の133%）の夫婦共働き世帯について、子ども2人を養育しているばあいと子どものいないばあいの手取り所得の違いはどの程度で、児童給付の価値はいかほどであろうか。

子どものいる共働き世帯の手取り所得の高い順に示すと表4のようにある。比較B（共働き世帯の合計所得が平均所得の167%）において、高い順位に位置していたベルギー、オーストリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、フィンランドの手取り所得が高い。比較Bと異なる点は、手取り所得の各国間差異の大部分は児童給付の水準の違いによる点である。わが国の児童給付の価値は2.1%にすぎず、最も低い。

④ひとり親世帯と単身世帯（比較D）

同一所得水準（平均所得の67%）の勤労者世帯について、子ども2人養育しているひとり親世帯は、単身世帯よりもどれほど手取り所得が高いか。また公的援助の効果はどの程度か。

比較Dの分析結果は表5に示すが、各国とも、ひとり親世帯に対しては、手厚い公的援助を行っている。ひとり親世帯（子ども2人）の手取り所得が単身世帯の手取り所得の30~47%ほど高い国が半数近くある。とりわけ、デンマーク（47.2%）、アイスランド（40.5%）、ノルウェー（40.3%）では高い。わが国の比率はわずか4.0%にすぎず、他の国に比べると著しく低い。比較Dにおいても、各国間差異を説明する要因は児童給付の水準である。約半数の国において、児童給付の価値は20~47%となっており、児童給付がひとり親で就労している世帯の家計を支えるのにかなり大きな役割

を果たしている。ひとり親世帯の児童給付の対年収比は、先進諸国ではわが国の10~15倍の水準になっている。ひとり親世帯への公的援助は、表5に示すように、社会保障の児童手当により行う国が圧倒的に多い。しかも、ほとんどの国において、ひとり親世帯の児童手当は、片働き世帯や共働き世帯に対する児童手当よりも手当額が高い。

(2) 児童手当制度の国際比率

扶養児童のいる家庭に対して支給される児童給付は、表2、表3、表5で明らかのように、税制よりもむしろ社会保障制度の児童手当を通じて行う国が多い。多くの国において、児童扶養に対する所得保障は税制の所得控除から税額控除へ、さらに社会保障の児童手当に置き換えられる傾向が強い。逆進的性格をもつ所得控除を廃止して、児童手当に統合し、再分配効果を高めるという制度改革を行った国が多い。たとえば、スウェーデン（1948年）、デンマーク（1960年）、ノルウェー（1960年）、旧西ドイツ（1975年）、オーストラリア（1976年）、オランダ（1976年）、イギリス（1977年）、オーストリア（1978年）などである。

他方、税制の児童扶養控除を重視する国（アメリカと日本など）は給付の水準が相対的に低い。アメリカと日本は児童扶養控除中心である。アメリカでは、公的扶助として子どものいる貧困家庭へ現金扶助を行う制度はあるが、すべての児童を対象とした児童手当は実施されていない。わが国の児童手当は年齢制限（この調査年には3歳未満）と所得制限が課せられるため受給範囲は限定される。

児童給付の中心となる児童手当は諸外国では社会保障のなかでどのように位置づけられているであろうか。1997年現在、世界の86か国において児童手当制度が実施されている。制度の仕組みの上から、一般に二つのタイプ・ユニバーサル・システムと雇用関連システムに分かれる。前者は居住を条件として児童のいるすべての家庭に手当を支給する。後者は資金・俸給稼得者すべてに（ある場合には自営業者に対しても）児童手当を支給するものである。後者を採用しているほとんどの国では、失業、疾病、労災、老齢、障害、遺族等

の社会保険給付の受給者で、扶養児童のいるものに対しても児童手当を支給している。

児童手当の財源調達方法は制度のタイプにより異なる。ユニバーサル・システムのばあいは、通常すべての費用は国庫（一般税収入）で賄われる。国によっては、国庫のほか、事業主、自営業者の負担により賄われるばあいもある。他方、雇用関連システムのばあいは、費用の全額またはかなりの部分を事業主拠出に依存しており、通常、それは支払賃金総額の一定比率で徴収される。全費用を事業主拠出に依存しない国々では、残りは通常国の補助金によって賄われる（表6）。

児童手当の受給資格要件としては、大多数の国が児童の年齢のみを規定している。年齢要件については、ほとんどの国の年齢上限は16～18歳となっているが、学校教育を継続するばあい、または職業訓練中、または障害のあるばあいには年齢上限は延長される。学生のばあい、ドイツ、ルクセンブルグは27歳まで、ベルギー、ポルトガル、スイスは25歳まで、フランス、スウェーデンは20歳まで手当が支給される。日本の制度と大きく異なる点である。

児童手当の受給に所得制限を設けている国はきわめて少なく、児童手当実施国のうち、日本を含む6か国のみである。多くの国々で、児童養育の社会への寄与を認めて、対象児童のいるすべての家庭が児童手当を受給する仕組みになっている。児童手当制度に賃金または物価スライド制が適用されている国は、イギリス、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、イタリア、ルクセンブルグ、オランダなどである。フランスでは年2回、1月と7月に手当額が引き上げられる仕組みになっている。

先進諸国の経済規模（GDP）に対する児童手当の給付費の割合は、スウェーデンの4.84%から日本の0.03%まで国により大きな差異を示している（表7）。国の資源の児童手当への投入割合の高い国は、第1グループのスウェーデン、フランス、ベルギー、オランダ、オーストリア、ルクセンブルグであり、平均してGDPの2.71%を児童手当として支給している。第2グループは、ノルウェー、イギリス、デンマーク、カナダ等であ

り、平均してGDPの0.98%を児童手当として給付している。GDPに占める児童手当の割合が低い（平均0.42%）第3グループに属する国はイタリア、ドイツ、日本等である。

とくに、日本では、児童手当給付費の対GDP比は0.03にすぎず、スウェーデンの約1000分の6、イギリスの約100分の3、カナダの約100分の4程度である。表7より、児童手当の対GDPは、その国の1人当たりGDPとはそれほど相関のないことが分かる。一人当たりGDPが相対的に低い国において、国の資源のより多くを児童手当に投入しているのに対して、日本のように1人当たりGDPは比較対象とした18か国のなかで2番目に高いが、児童手当の対GDP比は最下位の国もある。

(3) わが国の児童養育に対する所得保障改善の方向

社会保障制度および税制を通じる児童養育世帯に対する援助の国際比較から見出されるわが国の顕著な特徴は、先進諸国に比してわが国では児童援助策が根づいていないということである。世帯主の中年期には各種の生活コストが集中し、子どもの養育費・教育費は家計を圧迫する。児童手当を所得保障制度として十分に機能する仕組みにすることが必要である。わが国の児童手当制度は諸外国の受給資格要件および給付額と比べると、きわめて遅れた制度となっている。適用範囲が限定されている（3歳未満の児童に対して支給、受給者に所得制限を課す）ため、受給者比率は著しく近い。1996年度には義務教育終了前児童の11%しか児童手当を受けていない。本分析で比較対象とした先進諸国すべてにおいてこの比率は100%である。

児童手当制度改善の一つの方向としては、児童手当と類似の機能をもつ税制の扶養控除との統合を行うことである。税制の児童扶養控除も児童に対する扶養の必要性を認めて給付を行う制度である。しかし、累進課税方式のもとでは、所得が高ければ高いほど、税制の児童扶養控除の価値は大きくなる。他方、課税最低限以下の家庭はその便益を十分に、または全く受け取ることができない。

児童手当と児童扶養控除を合わせた総合的な効果を見ると、高額所得層は低額所得層よりも児童のために国から大きな援助を受けている(図1)。総合的な効果でみると、税制における所得控除システムの逆進的性格によって強く影響され、児童手当の効果は、弱められている。このような現状は社会全体の公平の視点から問題を提起している。児童に対する扶養控除を廃止して、児童手当に統合することは再分配効果を高める一つの方法となる。両システムの統合後は、所得制限なしにすべての児童および大学生等に均一額の児童手当を支給する。児童および学生を扶養している家庭について、扶養控除の価値を推計すると約2兆4150億円(1982年)である²⁾。この額を児童手当支給財源に移すならば、現在の扶養控除制度の便益を十分に、あるいは全く受けられない課税水準以下のものに対して、大幅な給付改善が可能となる。

2 育児休業制度の期間と給付

女性の労働力率が上昇し、共働き世帯やひとり親世帯が増加したため、労働力の構造に大きな変化が生じている。働くものが仕事と家族的責任の両立を図ることができるようにするためには、労働市場の構造の変化を反映した新しい制度的、社会的枠組みを進展させることが不可欠となっている。労働時間の柔軟化や育児・介護サポート・システムの整備とともに、育児休業や介護休業の問題が先進諸国において政策議論の中心にとりあげられるようになってきている。本節では、育児休業の期間と給付に関して国際比較を行う³⁾。

働く両親のための主な休暇のタイプとしては、出産休暇(出産前後の限られた期間母親に保証される休暇)、父親休暇(出産前後の限られた期間父親に保証される休暇)、看護等休暇(子どもの病気等家族のために労働者に保証される休暇)、育児休業(比較的長い期間乳幼児を養育できるように親のいずれかに保証される休暇)である。先進諸国では、出産前後の限られた期間、母親に与えられる出産休暇は今世紀の早い時期に法制化されたが、育児休業は比較的最近実施されてきた(表8)。スウェーデンは最も早く1974年に育児休業

を法制化した。わが国の「育児休業法」は1992年4月より、31人以上規模の事業所で義務化され、1995年4月からはすべての事業主の義務となった。

OECD諸国では、出産休暇と育児休業を合わせると10~12か月休暇を取得できる国が約半数を占めている。育児休業を最大限取得できる期間は以前よりも長くなっている。フィンランド、フランス、ドイツは3年間、オーストリア、ポルトガルは2年間、スウェーデンは1年6か月の育児休業が保証されている(図2)。ベルギーは例外で、就労中の両親にかならずしも子どもとは関係なく、5年間の「キャリア休暇」が法制化されている。育児休業は最初は出産休暇後中断なしに続けて取得することになっていたが、現在は労働形態のフレキシビリティを反映するものとなっている。育児休業の期間を分割して取得したり、パートタイム・ベースで取得したり、また子どもが就学年齢に達するまで利用できるばあいもある。とくに、スウェーデンでは両親にかなりの選択の自由を与えている。育児休業を取得する親に与えられる給付の支給期間については、フィンランドとフランスでは3年間(ベルギーのキャリア休暇は5年間)支給され、オーストリア、ドイツでは2年間、スウェーデンでは、65週である。日本とノルウェーは1年間、その他の国の支給期間は1年未満である。給付を支給しないで育児休業のみを実施している国は、オーストラリア、ギリシャ、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、トルコ、アメリカである。

育児休業の給付のタイプは所得比例給付、定額給付などである。所得比例給付の給付率は、スウェーデン(80%)、ノルウェー(80%)、フィンランド(66%)、カナダ(57%)では高い。日本(25%)とイタリア(30%)の給付率は低い。定額給付を行っている国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ等である。育児休業中の給付は、国民保険法、失業保険法、または家族手当法などのもとで支給されることが多い。わが国では1995年4月から雇用保険制度により育児休業を取得した被保険者に対し、休業前賃金の25%相当額の育児休業給付が支給されてい

る。

育児休暇中に親に支給される給付や手当の総額の対GDP比は相対的に小さい(表9)。フィンランドでは1.39%、スウェーデンでは1.09%である。しかし、ほとんどの国で、受給者数の増加と給付が支払われる期間が延びているため、この比率は著実に上昇している。わが国の育児休業給付は259億円(1997年度)であり、対GDP比は0.05%である。フィンランドやスウェーデンの育児休暇給付の200分の1、ドイツの50分の1程度である。わが国の育児休業給付の規模が相対的に小さいのは、育児休業の取得率が低いこと、および給付率が相対的に低いこと(休業前賃金の25%)による。先進諸国では、取得率と給付レベルの間には密接な関連があることが指摘されている。給付レベルが低い、または育児休暇に給付の保障がないばあいには、多くの労働者、とくに低所得世帯の労働者は育児休暇の権利を利用できない。フィンランド、ノルウェー、スウェーデンでは、受給資格要件を充たしているほとんどすべての親が育児休暇を利用している。デンマークやドイツの取得率も非常に高い。労働省「女子雇用管理基本調査(1996年度)」によると、わが国の育児休業の取得率は44.5%である。わが国の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の施行、「育児休業給付」の新設、「育児休業中の本人負担分の社会保険料(年金保険・医療保険)の免除」の実施等は職業生活と家庭生活との両立支援策の一步前進といえる。育児休業給付は育児休業取得者の所得保障政策としてきわめて重要であるが、現行の給付率は最低基準である。先進諸国の給付率に比べると相対的に低い。安心して育児休業を取得できるようにするためには、給付率の引上げが必要である。さらに、育児休業の利用形態を先進諸国のように労働条件のフレキシビリティを反映した柔軟なものにする必要がある。

おわりに

国際的な視野からみると、わが国の子育て環境の整備はかなり遅れている。戦後の福祉国家は年

金を中心とする高齢者への所得移転に大きなウェイトを傾けてきた。表10は非高齢者への移転支出に対する高齢者への移転支出の比率を示すが、わが国の比率が最も高い。北欧諸国では、家族政策や積極的労働政策を重視することにより、このようなバイアスは弱められてきた。

わが国の社会保障および税制における現行の制度的特徴は、高齢者の生活水準を全体としての現役世代のそれに近づけ(寛大な年金制度の恩恵)、子どもを養育している現役世代よりも家計の余裕度を高くしている。21世紀に向けた政策の重要な側面は世代間の公平の問題である。高齢者に対する所得維持政策のバランスを再検討し、子育て世代に対する支援に振り向けるという発想の転換が必要である。子どもを養育している現役世代の労働市場の改善や所得の維持に社会はもっと関心を持ち続ける必要がある。

注)

- 1) 都村敦子「福祉政策の“Harmonization”問題について・児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化」『季刊社会保障研究』vol. 13, No. 1, 1977, 6.
- 2) 都村敦子「福祉政策の調整問題」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会、1985
- 3) Francoise Dore and Vassiliki Koutsogeorgopoulou “Parental leave: What and Where?”, No. 195, Aug/Sept 1995. による。

図1 Tax Transfer システムにおける児童に対する総給付

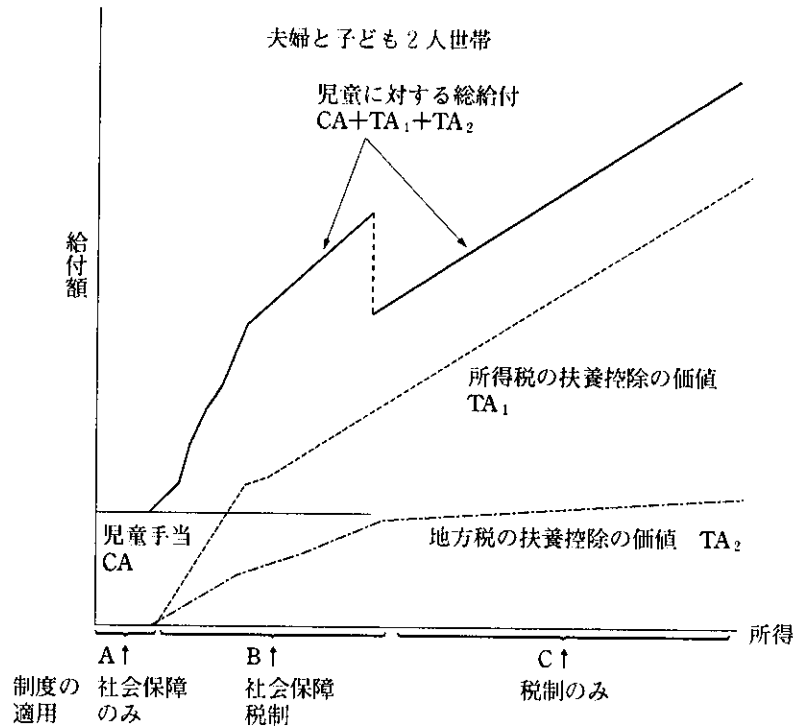
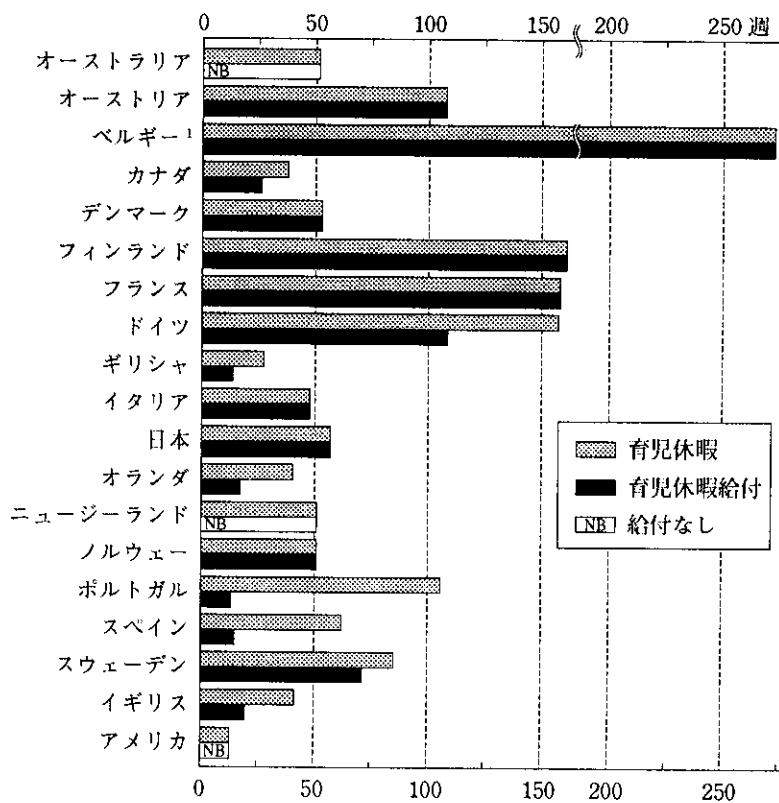


図2 法定育児休暇の最高期間および給付期間
1995年1月、児童1人当たり、出産休暇+育児休暇



注1. ベルギーはキャリア休暇、他の国の育児休暇と直接比較することはできない。

Francoise Dore and-Vassiliki Koutsogeorgopoulou
"Parental leave: What and Where?" The OECD Observer, No.195, Aug/Sept 1995

表1 比較の対象とする世帯

比較のタイプ	婚姻	子ども	主たる稼得者	第2稼得者	世帯のタイプ
A	単身	なし	100%W	—	単身世帯
	既婚	2人	100%W	—	片働き世帯
B	単身	なし	167%W	—	単身世帯
	既婚	2人	100%W	67%W	共働き世帯
C	既婚	なし	100%W	33%W	共働き世帯
	既婚	2人	100%W	33%W	共働き世帯
D	単身	なし	67%W	—	単身世帯
	単身	2人	67%W	—	ひとり親世帯

注) Wは平均所得

表2 社会保障・税制における児童養育への援助
片働き世帯(子ども2人) 1996年

(単位:%)

順位	国	手取り所得 ¹	児童給付 ²			
			総額	社会保障制度	税制	
				児童手当	児童税額控除	児童扶養控除
1	アイルランド	41.1	21.2	21.2		
2	ベルギー	36.7	22.3	17.9	4.4	
3	ドイツ	34.5	15.6	15.6		
4	ルクセンブルグ	33.1	15.0	15.0		
5	デンマーク	24.8	11.8	11.8		
6	オーストリア	23.2	20.8	15.9	4.9	
7	ノルウェー	20.2	15.6	13.4	2.3	
8	オランダ	18.3	11.3	11.3		
9	フランス	17.7	9.1	9.1		
10	スイス	16.9	11.7	10.2		1.5
11	フィンランド	16.7	16.7	16.7		
12	アイルランド	16.5	6.7	6.7		
13	イタリア	14.3	10.6	9.1	1.5	
14	カナダ	13.9	7.8		7.8	
15	オーストラリア	12.4	10.7	10.7		
16	スウェーデン	11.3	11.3	11.3		
17	イギリス	10.9	8.6	8.6		
18	アメリカ	10.5	4.8		1.0	3.8
19	ポルトガル	10.5	6.1	6.1		
20	日本	5.4	2.1	0		2.1

注1. 夫婦と2子世帯(片働き)の手取り年収/単身世帯の手取り年収

2. 夫婦と2子世帯(片働き)の児童給付/単身世帯の手取り年収

3. 同一所得(平均年収)を稼得している勤労者世帯

4. 日本の場合、児童手当制度は実施されているが、年齢制限と所得制限により支給されない

資料: OECD, The Tax/Benefit Position of Employees.

1995-1996を用いて算出

表3 社会保障・税制における児童養育への援助
夫婦共働き世帯（子ども2人） 1996年

（単位：%）

順位	国	手取り所得 ¹	児童給付 ²			
			総額	社会保障制度 児童手当	税制	
					児童税額控除	児童扶養控除
1	ルクセンブルグ	44.9	10.4	10.4		
2	ベルギー	31.8	15.2	12.2	3.0	
3	アイルランド	29.6	4.7	4.7		
4	フィンランド	28.8	11.3	11.3		
5	デンマーク	27.5	8.2	8.2		
6	ノルウェー	25.7	10.5	9.0	1.5	
7	ドイツ	25.3	10.3	10.3		
8	オーストリア	24.4	13.5	10.3	3.2	
9	アイスランド	23.6	7.2	7.2		
10	スウェーデン	22.8	7.7	7.7		
11	オーストラリア	19.3	3.0	3.0		
12	フランス	16.8	5.8	5.8		
13	スイス	16.6	7.5	6.6		
14	ポルトガル	15.7	4.0	4.0		
15	オランダ	15.2	7.1	7.1		
16	カナダ	13.7	2.1		2.1	
17	アメリカ	12.5	2.4		0	2.4
18	イギリス	12.0	5.3	5.3		
19	イタリア	11.2	1.5	0.6	0.9	
20	日本	6.2	1.3	0		1.3

注1. 夫婦と2子世帯（共働き）の手取り年収／単身世帯の手取り年収

2. 夫婦と2子世帯（共働き）の児童給付／単身世帯の手取り年収

3. 同一所得水準（平均年収の167%、共働き世帯については第1稼得者100、第2稼得者67）の勤労者世帯

資料：表2の資料を用いて算出

表4 社会保障・税制における児童養育への援助

共働き世帯（子ども2人）と共働き世帯（子どもなし）の比較 1996年

（単位：%）

順位	国	手取り所得 ¹	児童給付 ²			
			総額	社会保障制度 児童手当	税制	
					児童税額控除	児童扶養控除
1	ベルギー	15.9	15.6	12.5	3.1	
2	オーストリア	15.1	15.1	11.5	3.5	
3	ルクセンブルグ	15.1	10.0	10.0		
4	ノルウェー	12.0	11.4	9.8	1.6	
5	フィンランド	11.8	11.8	11.8		
6	ドイツ	11.0	10.7	10.7		
7	アイスランド	10.8	10.8	10.8		
8	フランス	10.2	6.5	6.5		
9	スイス	10.1	8.5	7.4		1.1
10	スウェーデン	8.4	8.4	8.4		
11	デンマーク	8.3	8.3	8.3		
12	オランダ	8.1	8.1	8.1		
13	ポルトガル	7.0	4.5	4.5		
14	イギリス	6.0	6.0	6.0		
15	アイルランド	4.6	4.6	4.6		
16	イタリア	4.0	4.0	3.0	1.0	
17	カナダ	4.0	4.0	4.0		
18	オーストラリア	3.7	3.2	3.2		
19	アメリカ	3.6	2.8		0	2.8
20	日本	2.1	1.6	0		1.6

注1. 夫婦と2子世帯（共働き）の手取り年収／夫婦共働き世帯（子どもなし）の手取り年収

2. 夫婦と2子世帯（共働き）の児童給付／夫婦共働き世帯（子どもなし）の手取り年収

3. 同一所得（平均年収の133%、第1稼得者100、第2稼得者33）の勤労者世帯

資料：表2の資料を用いて算出